

大阪急性期・総合医療センター 中央館地階厨房跡改修工事  
一般競争入札説明書

1 公告日

平成 31 年 2 月 12 日（火）

2 契約者

大阪市住吉区万代東三丁目 1 番 56 号  
地方独立行政法人大阪府立病院機構

大阪急性期・総合医療センター  
総長 後藤 満一

3 担当部署

大阪市住吉区万代東三丁目 1 番 56 号  
大阪急性期・総合医療センター事務局  
施設保全グループ  
TEL (06) 6692-1201

4 工事概要等

(1) 工事名

大阪急性期・総合医療センター 中央館地階厨房跡改修工事

(2) 工事場所

大阪市住吉区万代東三丁目 1 番 56 号  
大阪急性期・総合医療センター

(3) 工事概要

大阪急性期・総合医療センターの中央館地階厨房跡を改修する工事

契約工期

平成 31 年（2019 年）11 月 29 日（金）まで

(5) 入札手続

本入札は、郵送（書留郵便）又は宅配便（以下「郵送等」という。）により入札参加申請書類及び入札書等の提出を行う。

5 入札に参加できる企業形態

入札に参加できる企業形態は、単体企業であること。

6 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たす者であること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であ

って、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項に掲げる者

ク 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）

第 3 条第 4 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続き開始の申立てをなされていない者であること。ただし、第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 大阪府の区域内に事業所を有する者で、府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) の公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下、「大阪府立病院機構」という。）との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、入札参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(7) 建築一式工事、電気工事又は管工事について、特定建設業の許可を有すること。

(8) 建築一式工事、電気工事又は管工事について、平成 30 年度の大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている者であり、等級区分が建築一式工事については A 等級以上、電気工事又は管工事については A 等級であること。

(9) 建築一式工事、電気工事又は管工事について、平成 29 年 8 月 22 日以後の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、一般競争入札参加確認申請書の提出時点において当該要件を満たさない者については、当該条件を満たす経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を入札執行の日までに受ける見込みであること。

(10) 平成 20 年度以降に元請として、200 病床以上の病院の新築、増築又は改修工事の施工実績があり、引渡しを完了させた者（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合の

ものに限る。

- (11) 200病床以上の病院における新築、増築又は改修工事について、平成20年度以降に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として担当した実績（参加しようとする企業における実績に限る）を有する監理技術者を配置出来ること（本入札の参加資格確認申請書提出日において3ヶ月以上の雇用関係が確認できる者に限る）。
- (12) 公告日以前に、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用除外されている場合を除く。

## 7 入札説明書等の交付

入札説明書及び入札参加資格確認申請書等を次のとおり交付する。

### (1) 交付期間

平成31年2月12日（火）午前10時から2月25日（月）午後5時

### (2) 交付方法

大阪急性期・総合医療センター以下「医療センター」という。のホームページにおいてダウンロードができる。

ホームページURL：<http://www.gh.opho.jp/>

## 8 入札参加資格確認審査手続

- (1) 入札参加希望者は、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、医療センターの確認を受けなければならない。

### ア 提出期間

平成31年2月12日（火）午前10時から2月25日（月）午後5時までに必着のこと。

### イ 提出方法

郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

### ウ 提出場所

〒558-8558 大阪市住吉区万代東三丁目1番56号

大阪急性期・総合医療センター 事務局 施設保全グループ

- (2) 入札参加資格確認結果通知書返送用封筒を申請書類に同封すること。この返送用封筒には、返送先を明記し、返信用切手を貼ること。（切手料金はA4判普通紙1枚と封筒分の重量とする。）

### (3) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、平成31年2月28日（木）付けて通知する。

### (4) その他

申請書類の作成費用及び提出に要する郵送等の費用は、提出者の負担とする。なお、提出された申請書は、返却しない。

## 9 設計図書等の交付

- (1) 8(3)の結果により入札参加資格を認められた者に対し、入札要領、一般競争入札心得、契約書（案）、図面、及び補足説明書（以下「設計図書等」という。）を平成31年2月28日（木）より交付する。

### ア 提出期間

平成31年2月28日（木）から平成31年3月19日（火）午後5時まで

### イ 提出方法

設計図書等は、入札参加資格確認結果通知書に記載する設計図書等交付用ホームページURL

しよりダウンロードするものとする。

- (2) 設計図書等は本入札の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。

## 10 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書等に対する質問方法及び質問受付期間等については、9(1)で交付する設計図書等に記載するので、その指示に従うこと。  
(2) (1)の質問に対する回答方法及び回答日時については、9(1)で交付する設計図書等に記載する。  
(3) 前2項以外での方法での問い合わせには一切応じない。

## 11 数量公開

- (1) 本工事は、数量公開の対象工事であり、使用する資材等の全数量を工事費内訳書により設計図書等交付時に参考として交付する。  
(2) 「数量公開」とは、発注する工事の積算の透明性、競争性及び妥当性の確保を図り、入札参加資格者の適正な価格の積算に反映させることを目的として、大阪急性期・総合医療センターの積算における数量に関する考え方を入札参加資格者に公開することをいう。  
(3) 工事費内訳書は、あくまでも参考数量を記載した図書であり、契約上の拘束を受けない。

## 12 入札執行の日時及び場所

### (1) 日時

平成31年3月22日（金）午前10時

### (2) 場所

大阪市住吉区万代東三丁目1番56

大阪府立急性期・総合医療センター 本館3階 第5会議室

### (3) 郵送等による入札書、工事費内訳書（以下「入札書等」）の受付期間及び提出場所

#### ア 提出期間

平成31年2月28日（木）から同年3月19日（火）午後5時までに必着のこと。

#### イ 提出方法

郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

#### ウ 提出場所

〒558-8558 大阪市住吉区万代東三丁目1番56号

大阪府立急性期・総合医療センター 事務局 施設保全グループ

#### エ 入札書（様式⑤）は封かん（別紙1）しなければならない。

- (4) 提出に当たっては、本工事における入札参加資格確認結果通知書（写し可）、入札結果通知書返送用封筒及び当該入札額の根拠となる工事費内訳書（様式⑥）を同封（別紙2参照）すること。この返送用封筒には、返送先を明記し、返信用切手を貼ること（切手料金はA4判普通紙1枚と封筒分の重量とする）。

### (5) 入札の結果

入札の結果は、平成31年3月22日（金）に落札者に通知し、入札結果通知書（様式⑧）を入札参加者に発送する。

### (6) その他

ア 入札書等の作成費用及び提出に要する郵送費用は、入札参加者の負担とする。

なお、提出された申請書類は、返却しない。

イ 入札に際し、入札参加者は、当該入札額の根拠となる工事費内訳書を提出するものとする。

ウ (5)の方法以外での入札結果についての問い合わせには、一切応じない。

エ 郵送等の配達状況は、郵便局、または各宅配便ホームページにて確認することができる。

オ 郵送等の事故により、入札公告等で指定した場所・期限までに入札書等が届かなかった場合、医療センターは一切の責めを負わない。

### 13 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 本入札は、予定価格及び最低制限価格を事前公表して行う。

・予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

= 266,077,000 円

・最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

= 239,469,000 円

(3) 13(2)の予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者の中、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき価格と同額の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ引きを行い落札者を決定する。このとき、入札立会人が該当していればその者がくじを引き、該当しない場合は当該入札事務に關係のない医療センター職員にくじを引かせて落札者を決定する。

### 14 開札の立会及び傍聴

(1) 開札は、入札参加者からあらかじめ医療センターが選定した入札立会人 2 人と 12 (3) の当該入札事務に關係のない医療センター職員の立会いの上、行うものとする。

(2) 入札立会人の選定は非公開とする。

ア 入札立会人として選定された入札参加者には「入札立会人依頼状」（様式②）を送付する。

イ 入札参加者から選定された入札立会人は、代理人をもって立会いさせることができる。この場合、「入札立会人委任状」（様式③）に記名・押印の上、入札執行時に提出するものとする。

ウ 入札立会人は、以下の事項を含む入札執行の公正性について確認するものとする。

① 入札経過書と送付された封筒について

② 指定封筒の封かんについて

③ 失格札または無効札について

④ 開札状況・落札の決定について

エ 入札立会人は、やむを得ない場合を除き、辞退できない。やむを得ない事情により辞退する場合は、開札日の前日までに理由を明記した書面を大阪急性期・総合医療センター事務局施設保全グループに提出するものとする。

オ 入札立会人が辞退した場合、当該入札事務に關係のない医療センター職員が入札立会人を務める。

カ 入札立会人は、当該入札後、公正かつ適正な入札であったことを確認するため、別に定める「入札経過書」（様式⑦）に確認の署名・押印をするものとする。

(2) 入札参加者は、開札を傍聴することができる。ただし、開札に関する意見や発言等は認めない。

ア 傍聴を希望する場合は、「開札傍聴申込書」（様式④）に必要事項を記入の上、入札当日に入札会場に持参すること。

イ 入札会場への入室は、各入札参加者 1 名のみとする。

### 15 入札の辞退

(1) 入札参加者は、入札書等の郵送前であれば入札を辞退することができる。ただし、一旦辞退し

た場合はそれを撤回することはできない。

- (2) 入札を辞退するときは、入札辞退届を速やかに郵送等により提出するものとする。持参または電送による提出は受け付けない。
- (3) 入札公告等で指定した場所・期限までに入札書が到着しない場合、入札を辞退したものとみなす。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはない。

## 16 入札保証金

- (1) 入札保証金は、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の108に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の2に相当する金額を医療センターに支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。
  - ア 地方独立行政法人大阪府立病院機構入札参加停止要綱別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
  - イ 地方独立行政法人大阪府立病院機構入札参加停止要綱別表6（安全管理措置）（2）イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
  - ウ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
  - エ 死亡、傷病又は退職により配置技術者が欠けるため契約を締結しない場合

## 17 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
  - ア 大阪府立病院機構が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券
  - イ 大阪府立病院機構が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する、金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。
  - ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の10以上）を締結したとき。
  - イ 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約（保証金額は、契約金額の100分の10以上）を締結したとき。

## 18 誓約書の提出の確認

落札者は、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。ただし、契約金額が500万円に満たない場合は、この限りではない。

## 19 監理技術者等の専任性の確認

落札者は、請負代金額が、3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上となる工事の場合にのみ、監理技術者等の専任性の確認調書（落札後に配布）を提出すること。

## 20 入札の無効

期限までに入札参加資格申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の

申請を行なった者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、医療センターにより入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、入札時点において6の入札参加資格を満たさない者のした入札は無効とする。

このほかに、一般競争入札心得（建設工事／郵送等による方式）に定める事項に該当する場合は無効とする。

## 21 失格

一般競争入札心得（建設工事／郵送等による方式）に定める事項に該当する場合は失格とする。

## 22 手続における交渉の有無

無

## 23 契約手続等

(1) 契約書を作成する。

(2) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、次のうちアに該当した者とは契約せず、イ又はウに該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合。

イ 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合。

ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けた場合。

(3) (2)アからウまでにより契約を締結しなくても、医療センターは一切の責めを負わないものとする。

(4) 落札者が契約を締結しないとき、又は(2)アからウまでにより医療センターが契約を締結しないときは、契約予定金額の100分の2に相当する額を医療センターに支払わなければならない。

## 24 支払い条件

(1) 前払金

各年度支払い限度額の40%【10万円止】

(2) 部分払

なし

(3) 支払い限度額の割合

平成30年度0%、平成31年度100%

(4) 完成払

本工事完成後、工事請負契約書に基づき支払う

## 25 契約条項を示す場所

3に同じ。

## 26 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

(2) 本件業務に直接関連する他の契約案件を本件落札者との随意契約により締結する予定の有無  
無